

JWSA公認・後援競技会規程 第2版

第1条 定義

主催者からの申請に基づき本協会が審査の上、承認し公示する競技会をJWSA公認競技会（以下公認競技会という）もしくはJWSA後援競技会（以下後援競技会という）と称す。

第2条 競技会の体系

公認競技会は、★★★★（4 スター）、★★★（3 スター）、★★（2 スター）、★（1 スター）のカテゴリーに区分する。

後援競技会にはカテゴリーの区分は設けず、後援競技会として、第23条に規定する。

2カテゴリーの区分は、主催者が開催実地要項を申請書にて申告するものとし、本協会にて区分を決定し承認する。

第3条 事務処理

公認の承認に関する事務処理については全て本規程による。

第4条 申請

★★★★および★★★については、開催の3ヶ月前までに申請書を本協会に提出する。

また、★★および★については、開催の1ヶ月前までに申請書を提出すること。

第5条 公認申請料・種目認定料

1 公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本協会に公認申請料を納付しなければならない。

2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。

3 公認申請料は、各カテゴリー別に同一日程同一会場で開催の1大会につき以下の料金とする。

★★★★ CWSA公認 50000円

★★★ JWSA主催

★★ JWSA公認 20000 円

★ JWSA公認 10000 円

※上記公認申請料はすべて税別とする。

4 納付された公認申請料および種目認定料は、いかなる場合でも返却しない。

第6条 承認

審査はJWSA競技実施委員会が行い、専務理事承認の上で文書にて通知するものとする。

2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。

第7条 主催者

公認競技会的主催者である申請者は、本協会の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本協会の個人登録会員でなければならない。

第8条 CWSA公認

CWSA公認競技会を開催しようとする主催者は、CWSAの同意を得た上で、開催の1ヶ月前までに申請書を本協会に提出し、併せて本協会の公認を受けるものとする。

2 CWSAの公認に係る費用等については、主催者の負担とする。

第9条 審査事項

- ①競技会の名称
- ②主催者
- ③開催日程
- ④開催場所
- ⑤実施要項
(必須：種別、予定参加人数)
- ⑦大会役員
(必須：競技委員長、ジャッジ、実務責任者)
- ⑧会場競技設備概要(曳航艇数、競技場)
- ⑨救護体制
- ⑩公認申請料の納付(振込み受領書の写し添付)

第10条 留意事項

公認競技会として申請するにあたり、次の事項について留意すること。後援競技会として申請する場合は、②安全性について留意すること。

- ①競技場所
 - a. 適度な広さがあること
 - b. 水深が適当であること
- ②安全性
 - a. 安全な競技環境が確保されていること
 - b. ライフジャケットの着用(競技者、曳行艇同乗者)を義務づけること
 - c. 一般観客に対する安全性が配慮されていること
 - d. 人の救護体制が適切に準備されていること
- ③競技会場
 - a. 適切な広さがあること
- ④広報活動および観客への配慮
 - a. 広報活動(協会加盟店、協賛関係各位に公認競技会の開催告知および成績報告の配信)の計画があること
 - b. 観客スペースが確保されていること
 - c. 放送など音響設備の設置されていること
 - d. 駐車場が確保されていること
 - e. 飲食関係が必要に応じて準備されていること
- ⑤参加選手
 - a. 開催されるディビジョンに出場選手のJWSA登録ディビジョンがない場合、オープン参加として任意のディビジョンに参加することができるものとする
- ⑥競技形式
 - a. 各ディビジョン男女別にて実施すること
 - b. 各ディビジョン右舷/左舷スタートを確保すること
 - c. 同スキルレベルであれば、競技委員長の許可およびJWSAへの事前連絡によって、SURF/SKIMを合同して1競技内で開催することは可能である

- d. SURFでJWSAディビジョン登録している選手が同スキルレベルのSKIMに参加した場合、SURFのディビジョンレベルと判断する
但し、同スキルレベルではない競技に参加した場合、オープン参加として扱うものとし、ポイントは付与されない

⑦ジャッジ

- a. ジャッジ方法および実際のジャッジはCWSAを遵守すること
但し、★1公認においては、船上に3名のジャッジは必要であるものの書記の乗船は免除することができる

⑧JWSA年間ランキングポイントの付与

- a. JWSAの登録ディビジョンと同じディビジョンに出場して入賞した選手は、JWSA年間ランキングポイントが付与されるものとする
- b. オープン参加（登録ディビジョンと異なるディビジョンでの出場）の場合、ポイントは付与されないものとする
但し、その場合も競技主催者および競技委員長の判断でオープン参加者を表彰することは可能である

第11条 大会役員

大会役員は、必須の役職を含み主催者が独自に編成する。

第12条 認定種目

認定種目は、本協会に規定するスキルレベルごとにSURF-MALE,FEMALE
SKIM- MALE,FEMALE として実施する競技とする。

- 2 各認定種目には、同一競技者は同レベル、同スタイル1回限りの出場とする。
- 3 同レベルであればSURF,SKIMの2種目参加は可能である。
- 4 SURF,SKIMの各スタイルにおいてスキルレベル別又男女別の種目がない場合、レベルの高低、MALE,FEMLEは関係なく参加は可能である。

第13条 認定種目のコース

コースの場所は以下の条件を満たさなければならない。

①スタート、ゴールの指定

- a. スタートブイの設置
 - b. ゴールブイの設置
 - c. 選手待機場所の確保
 - d. 1ヒート、各競技会で定めた標準速度で1分のコース確保
但し、1★公認の場合は45秒以上のコースを1ヒート以上確保
 - e. 競技日程上可能であれば2ヒートが望ましい
- 2 同一日に実施する同一認定種目について、同一コースを使用しなければならない。
 - 3 天候などの諸事情により、コースを変更する場合、本条に従い競技委員長が認定種目として査定する。

第14条 認定種目の参加資格

認定種目に出場する選手は、JWSAに選手登録をしている者のみとする。

- 2 認定種目に出場する競技者は、本協会の登録が完了し、ポイント対象となるいずれかのレベル申請を完了している選手でなければならない。

第15条 公認の公示

主催者は、当該大会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に「一般社団法人日本ウェイクサーフィン協会公認競技会」である旨を表示するものとする。

第16条 レベルの登録

レベルの登録は、競技者あるいは所属加盟店の責任により行うものとする。

第17条 レベルの変更

レベルの変更は、競技者あるいは所属加盟店の責任により行うものとする。ただし、変更前に獲得したポイントは、該当年有効とする。

第18条 ポイントの集計

ポイントの集計は、以下の通りとする。

① ポイントは、グレードの宣言を受理された人に対して付与し下記の区分ごとに集計する。

Outlaw surf (Male)

Outlaw surf (Female)

Amateur surf (Male)

Amateur surf (Female)

Skim (Male)

Skim (Female)

Master (Male)

Beginner (Male)

Beginner (Female)

② 競技会のカテゴリーに対して、全てのグレードに対して下記の係数を適用する。

CWSA公認 ★★★★★ 1.4

JWSA主催 ★★★ 1.3

JWSA公認 ★★ 1.1

JWSA公認 ★ 1.0

③ 各グレードにおいてポイントの対象となる人数については、認定種目ごとに出場人数に対する比率を下記の通り定める。ただし、最大対象人数は、上位8位までとする。

★★★★ 70%

★★★ 70%

★★ 50%

★ 50%

④ 基礎ポイントは、第1位を20とし順位が1下がるごとに2点ずつ減少し、以下の表の通りとする。

順位	1	2	3
ポイント	20	18	16

⑤ 出場人数とは、当該グレードに宣言した人で大会曳行艇にけん引された選手数をいう。

⑥ 決勝競技を予選競技より人数を減らして実施する場合、決勝競技の出場人数は予選競技の出場人数と同一とする。ただし、本項で取り扱う決勝競技は、1回の競技会あたり同一グレードに対して1回のみとする。

- ⑦対象期間における認定種目への出場回数制限は行わない。
- ⑧認定種目の成立には、対象となる宣言選手が3人以上出場しなければならない。
- ⑨競技委員長が確認のうえ提出した電子データによる成績表を唯一の公式記録としてランキング集計する。

第19条 競技委員長

- 1 公認競技会の競技委員長は、主催者が指名し委嘱する。
- 2 委嘱された者は、当該競技会の査定および認定の任務を負うものとする。なお、競技委員長としての職務は主催者の委嘱に基づき通常通り行うものとする。
- 3 競技委員長職務に対する経費（謝金、交通費、宿泊費等）は、主催者が負担するものとする。なお、本協会は、査定および認定の任務に対し、競技実施日1日当たり10,000円を支給する。
- 3 公認競技会競技委員長に委嘱される者は、本協会が開催する研修会を原則として毎年1回受講のこと。

第20条 競技委員長の任務

- 1 公認競技会の競技委員長は、通常の競技委員長の任務に加え、上訴委員長の役割を遂行しなければならない。また、技術代表として認定種目が適正に実施されていることを確認しなければならない。なお、指導する点がある場合は、協会本部に詳細を報告しなければならない。また、認定種目の成績表が、指定の様式で作成され、記入漏れが無く、電子データとして本協会事務局に提出されていることを主催者に確認すること。
- 2 競技委員長からの報告に基づき、協会本部が諸規程の条件を満たしていないと判断した場合、主催者に対して改善を要求することがある。また、認定種目を取り消すことがある。

第21条 報告書

- 1 主催者は、公認競技会終了後1週間以内に実施した全競技成績およびコース図を書面でJWSA事務局に提出すること。
- 2 競技委員長は、公認競技会終了後1週間以内に別に定める様式により本協会事務局に報告するものとする。

第22条 競技成績

- 1 認定種目の成績表は、指定フォーマットにより作成し担当ジャッジの署名を受けること。競技委員長は認定種目のみ電子データにて提出すること。なお、フォーマットは、ホームページからダウンロードするほか事務局より入手のこと。
- 2 公認競技会競技委員長は認定種目の成績表と併せて、指定フォーマットにある表紙シート（役員実績表）に、公認競技会に従事した役員の実績を入力し、署名の上本協会事務局に報告すること。

第23条 後援競技会

- 1 後援競技会に対して、協会は以下の後援活動を行うものとする。
 - ① 協会ホームページ上にて大会名・開催場所・日時を告知
 - ② ジャッジ講習やジャッジペーパーの提供
- ただし、後援競技会においてJWSA年間ランキングポイントは付与されない

2 後援競技会は、以下の条件を満たした申請者による申請書を協会事務局が受理し、審査はJWSA競技実施委員会が行い、専務理事承認の上で文書にて後援の可否を通知するものとする。

- ① 後援競技会の主催者である申請者は、本協会の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して後援競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本協会の個人登録会員でなければならない。
- ② 3名のジャッジによるDIVEシステムの採点を使用していること
- ③ 公認競技会にて規定されている安全性（本規程第10条の②）に留意すること

附則 この規程は、平成29年4月3日から施行する。

この規程は、平成29年10月7日から変更施行する。（第2版）